東海２９第２２号
平成２９年４月７日
ＦＡＸ公文

支部長　　殿

東海税理士会
会長　太田直樹
＜公印省略＞

# 法人税等に係る災害に関する措置の周知について（依頼）

平素は、本会会務運営にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標題の件について、国税庁より別紙の通り周知依頼がありました。
つきまして貴支部におかれましては、支部会員へ周知を図られたく、ご協力方よろしくお願いいたします。
本件は、日税連ホームページに情報が掲載されるとともに、会報「税理士界」4月号に記事を掲載される予定となっております。
また、本会ホームページの会員向け更新情報に日税連ホームページ該当ページへのリンクを貼りましたのでご参照下さい。

＜参考＞
○　本会ホームページ　更新情報「会員向け」
（日本税理士会連合会への該当ページへのリンク）
http://www.tokaizei.or.jp/

○　国税庁ホームページ
「災害により被害を受けられた方へのお知らせ（平成29年度税制改正（法人税関係）について）（平成29年3月）」
http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hojin/kaisei_gaiyo2017/saigai.htm

敬具

日 連 28 第 1522 号
（ 業 1 第 103 号）
平成 29 年 3 月 31 日

税理士会会長　殿

日本税理士会連合会
会長　神津　信一
＜公印省略＞

**法人税等に係る災害に関する措置の周知について（依頼）**

国税庁から、平成 29 年度税制改正における災害に関する措置の常設化について、別紙のとおり周知依頼があり、日税連ホームページに情報を掲載するとともに、会報「税理士界」４月号に記事を掲載する予定です。

常設化された措置のうち、特に災害損失の繰戻しによる法人税額の還付制度については、原則として確定申告書と同時に還付請求書を提出することが要件とされているところ、経過措置として、平成 28 年４月１日以後に事業年度が終了し、平成 29 年４月１日より前に確定申告書を提出している法人には、同年４月 30 日まで（※国税通則法第 10 条第２項により５月１日まで）に還付請求書を提出することで、当該制度の適用を認めることとされています。

経過措置を適用できる申請期間が改正法の施行日（平成 29 年４月１日）から５月１日までの１月間という短期間であり、また、当該制度は対象となる災害が限定されておらず、過去の災害も適用対象となることから、早急に税理士会会員に周知を行う必要があります。

つきましては、貴会ホームページ・会報（４月中の発行に間に合う場合）等により貴会会員に周知くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

＜参考＞
国税庁ホームページ
「災害により被害を受けられた方へのお知らせ（平成 29 年度税制改正（法人税関係）について）（平成 29 年 3 月）」
http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hojin/kaisei_gaiyo2017/saigai.htm

収受
29.3.31
日本税理士会連合会

平成29年3月31日

日本税理士会連合会
会長　神津　信一　殿

国税庁課税部
法人課税課長　飯守　一文

法人税及び源泉所得税に係る災害に関する措置の周知について（依頼）

税務行政に対し、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成29年度税制改正に係る法律が成立し、改正政令及び改正省令とともに公布されました。改正法には、これまで震災特例法で措置されていた、

① 災害損失の繰戻しによる法人税額の還付制度
② 災害損失があった場合の仮決算の中間申告による所得税額の還付制度
③ 被災代替資産等の特別償却制度
④ 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄に係る所得税及び復興特別所得税の還付制度

などが常設の規定として盛り込まれております。

このうち、災害損失の繰戻しによる法人税額の還付制度については、原則として確定申告書と同時に還付請求書を提出することが要件とされていますが、経過措置として、平成28年4月1日以後に終了した事業年度で、平成29年4月1日前に確定申告書を提出している法人には、同年5月1日までに還付請求書を提出した場合についても、当該制度の適用を認めることとされております。

なお、繰戻還付請求については、これまでは東日本大震災といった大規模災害に限定した措置であったところ、今回の常設化に伴い通常の災害の場合であっても適用できることとなります。

この経過措置を適用できる申請期間が改正法の施行日（平成29年4月1日）から5月1日までの1月間という短期間であり、対象となる災害も特定の大規模災害に限定されておらず、過去の災害も適用対象となることから、国税庁ホームページにおいて、

① 改正内容のリーフレット
② 法人税基本通達等の一部改正通達
③ 繰戻還付請求書等の様式
④ 還付請求書等の記載の手引
⑤ 災害損失特別勘定に関する質疑応答事例

を公表したところです（源泉所得税関係のリーフレットは４月下旬予定）。

つきましては、上記のとおり災害損失の繰戻還付請求など、納税者の皆様へ改正内容を早期に周知する観点から、次の点について対応いただきますようお願いいたします。

① 国税庁ホームページに公表する災害関係の改正内容について、日本税理士会連合会ホームページにおいても公表していただきたいこと

② 傘下会員の皆様へ、上記改正内容について周知していただきたいこと